

文部科学大臣 様

学校現業職員の法的位置づけを求める団体署名

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、修繕や整備など、教育環境の整備をおこなっています。また、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子どもたちを支える介助などの業務にたずさわっています。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら、教育活動をささえる業務にとりくんでいます。正規の職員だからこそ、学校のすみずみまで目を配り、毎日起こる様々なできごとに対応し、子どもたちの安全・安心を守る学校づくりができるのです。

2011年3月11日、東日本大震災が発生した時、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民のお世話などに、教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽くしました。学校は、まさに「子どもや地域住民の安全・安心のよりどころ」です。

ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法第60条、小・中学校は第37条において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、「学校現業職員を置く」とは明記されず、教職員標準定数法にも定められていません。そのために、財政難を理由にした現業職員の採用停止・退職不補充、総務省の指導によるトップランナー方式にもとづいた業務の民間委託化がすすんでいます。また、事務職などへの任用替えの押しつけが広がっています。公務員全体に給与制度の総合的見直しによる賃金引き下げがある中で、現業職員にはさらに大幅な賃下げがおこなわれていることも深刻な問題です。

これらの事態は、学校教育活動と不離一体ですすめられるべき学校現業の仕事を不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしています。こうした状況を改善し、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、学校に正規の学校現業職員を必ず配置するよう法制化することをはじめ、以下の事項を実現することを求めます。

【要 求 事 項】

1. 学校現業職は必要な職であることの認識のもとに、学校現業職員を学校教育法・教職員標準定数法等に明記し、法制化すること。
2. 子どもと学校の安全・安心のために学校現業職員について以下のように各自治体にはたらきかけること。
 - ①業務の民間委託化を撤回すること。
 - ②任用替えの押しつけをおこなわないこと。
 - ③退職不補充方針を見直し、正規職員の新規採用をおこなうこと。
3. 総務省に以下についてはたらきかけること。
 - ①トップランナー方式を撤回すること。
 - ②公務員賃金の切り下げおよび現業職員賃金の独自切り下げをやめること。
4. 各自治体が学校現業職員の正規採用ができるよう、地方交付税交付金を増やすことを関係省庁に要請すること。
5. 臨時・パートなど、非正規雇用の現業職員の雇用を保障し、身分・待遇を改善すること。

団体の名称 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____